

## 消防団の組織概要

令和7年4月1日現在

					<u> </u>	
都道府県名	愛知県	所在地	〒441−1361			
市町村名	新城市		愛知県新城市平井字新栄83番地			
消防団事務所管	新城市消防本部消防総務課	電話番号(直通)	0536-22-4803	FAX	0536-22-4821	
消防団名	新城市消防団	メールアドレス	fd-dan@city.shinshiro.lg.jp			

	分団数		10	分団	ホームページURL	https://www.city.shinshiro.lg.jp/kurashi/syobo/syobodan/index.html				
	うち機能別分団数		0	分団	SNSアカウント	Instagram:新城市消防団【公式】				
組織	方面隊数			6	隊	31137737721	https://www.instagram.com/shinshiro_fire_corps			
	部数			0	部	消防団活動事例・				
	班数			34	班	PR等				
	条例定数		825	人	市消防操法大会を廃止し、より実践的な訓練を取り入れています。					
	実員数 			673	人	年間を通じて訓練を計画的に実施することで、負担の軽減と知識・技術向上の 両立を目指します。				
団	男性団員数			671	人					
_ 員 数-	女性団員数		2	人	災害対応マニュアルに附属する「火災編チェックリスト」を消防団員が作成し、運用し					
双	基本団員数			545	人	習得を目指します。	動時も訓練時も統一した活動要領を示すことで、安全確実な動作の。 。			
	大規模災害団員数			0	人	新城市消防団災害対応マニュアル 火災編チェックリスト	2022-4 東5蘭 ホース展落・北水場作に関する従業事項 WRS-1 EAXMONE			
	その他の機能別団員数			128	人	<b>火火棚デエックリスト</b>	VET.1.0         新年度第1         第月 型型スク         新月 型型スク         新月 型型スク         第月 型型スク <t< td=""></t<>			
	国家公務員			0	人		5-2 中一英雄的李维 (1955-2, 5-1) 5-3 中一人の総合権政の首領 (1955-4) (所在人)			
職	地方公務員		91	人		本区で食者が扱わる。 5-4 湿ましいや一米原根状況 13年の最に検討する。 [東京本句] 20年の表に大阪本内の 20年の表に大阪本内の 20年の表に大阪本内の 20年の表に大阪本内の 20年の表に大阪本内の 20年の表に大阪本内の 20年の				
業		都道府県職員		24	人		6、1938年4 5-5 ホーステッツは図の近世春度 (1934) 10 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			
構成		市区町村等職員		67	人		2008年を記する			
別 団	特殊法人等公務員に準ずる職員		23	人	CHI-SHIN					
員 数	農協職員		15	人	FIRE COF	(3)放水補助員は同手でホースを保持し放				
	郵政職員			5	人					
	その他			554	人	令和5年11月1日	から <u>新城市消防団公式インスタグラム</u> の運用を開始しました。			
	普通消防ポンプ自動車			6	台	消防団活動等を/ 	広く知ってもらうための投稿を消防団員自身が行っています。			
ポー	水槽付消防ポンプ自動車		0	台						
	ポ型	小型動力ポンプ付積電	車	29	台					
	サンプ型動:	小型動力ポンプ(車両に積載している	いもの)	8	台		CHINCHIPO EIRE CORRES			
	<sup>1</sup> 力	手引き動力ポンプ		0	台		SHINSHIRO FIRE CORPS OFFICIAL INSTAGRAM			
年 額	報酬額(階級:団員) 年額		36,500	円		2023.11.1 OPEN!				
報	(参考)交付税単価(階級:団員) 年額		36,500	円						
出動	火災		8,000	円						
報酬	風水害等の災害 :「消防団の組織概要等の調査」による。			8,000	円					

<sup>※1:「</sup>消防団の組織概要等の調査」による。

<sup>※2:「</sup>年額報酬」「出動報酬」の額は、令和7年4月1日現在の条例で定める額。 「出動報酬」については、日額で定めがある場合は最大額を記載。一方、日額で定めていない場合は8時間の出動に換算した額を記載。 定めがない場合又は年額支給の場合には「-」と記載。

<sup>※3:</sup>詳しくは、各市町村等のホームページ等を参照。